

丹波市活躍市民によるまちづくり事業応援補助金

今後益々深刻化する少子高齢化や個人ニーズの多様化、地域コミュニティの希薄化など、本市を取り巻く社会は大きく変化を続けています。このような、多様化するニーズ、複雑化する地域課題に対応するためには、行政だけでなく、地域社会を構成する市民の皆さん、一人ひとりが地域の担い手として力を発揮することが必要です。

このような、市民の皆さんが主体となった市民提案による新たな活動や活動のさらなる拡大を支援します。

1. 補助金の目的

市民の皆さんの提案による、補助金目的に沿った活動を継続的に実施される団体に対し、その事業費の一部を補助します。

補助金名	丹波市活躍市民によるまちづくり事業応援補助金
目的	市民の提案による公益的な活動に対し補助金を交付することで、市民が主体となった、まちづくりを支援する。

2. 補助対象団体

次の項目すべてに当てはまる団体

- ① 市内に本拠地を置き、主として市内を対象に活動している団体
- ② 規約や会計を定めている団体
(規約や会則が無い場合は、整備をお願いします)
- ③ 非営利団体

(対象団体例)

- ・自治協議会、自治振興会などの地縁団体（実行委員会やグループなど含む）
- ・社会教育関係団体やその他青少年の健全育成活動に取り組む団体
- ・まちづくりに関するテーマに沿った市民活動団体やNPO法人
- ・補助の対象となる団体がこの事業を実施するために組織した実行委員会 など

※いずれも、平成28年4月1日現在の小学校区以上の地域を対象とした事業に限ります。

3. 補助金の種類

補助金名	丹波市活躍市民によるまちづくり事業応援補助金	
区分	提案補助金	応援補助金
補助率	補助対象経費の3分の2以内（千円未満切捨）	
上限額	30万円	5万円
審査方法	公開審査	書類審査
対象事業	共通項目	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業 ・既存事業に新たな取り組みを加えた事業（新たな取り組み部分のみが補助対象） ・継続する見込みのある事業
	事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日現在の小学校区以上の地域を対象とした事業
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・丹波市の社会的、地域的な課題解決のための事業や地域の活性化につながる事業
	テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の魅力を再発見する事業 ・空き家問題に関する事業 ・高齢者や女性が地域で活躍することができる事業 ・地域の防災について考える自然学習事業 など
補助限度	初回から3年まで	1回のみ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体1事業の申請となります。 ・既存事業のみの申請はできません。 ・単年度事業の申請はできません。 	

4. 補助対象外事業

- ① 団体及び団体を構成する者の財産形成又は営利を主たる目的とする事業
- ② 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ③ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- ④ 市から他の補助制度による補助金、交付金などを受けている事業
（市以外の補助金との併用可。検討される場合は、事前にご相談ください。）
- ⑤ その他補助することが適当でないと認められる事業

5. 補助対象経費

補助対象となる経費は、事業実施に必要な経費のうち、次の表に定める経費となります。

対象経費	補助対象経費（例）	補助対象外経費（例）	備考
謝 金	講師に対する謝金など。	役員に対する出役費など。	社会通念上認められる範囲の金額。
講師旅費	講師の交通費、宿泊費などに関する費用。	構成員、参加者の移動に関する費用。	参加者の市内バス移動は可。要協議。
消耗品費	消耗品費 事務用品、用紙代など。	参加するだけで無条件に提供される参加賞、記念品など。	
	燃料費 草刈り機や発電機に係る燃料代など。		
	食糧費 講師への弁当、お茶代のみ。	構成員、参加者に係る費用。	弁当は1個当たり800円程度。要協議。
印刷費 広告費	資料、チラシ、ポスターなどの印刷費。新聞折り込み、広告掲載などの広告費。		
通信 運搬費	ハガキ、切手代など。	事業使用分が特定できない電話代など。	
保険料	参加者や構成員に関する保険料。		
委託料	ごみ処理、会場警備委託料など。		
使用料 賃借料	会場・備品の使用料、機材の借上げ料など。	構成員が所有する備品等（軽トラ、草刈り機など）の使用料。	
原材料費	事業目的達成のために必要なものに係る材料費。	構成員飲食（お米、野菜、調味料、ジュースなど）に係る費用。	要協議。
その他	市長が特に必要と認めたもの。		要協議。

※ 既存事業に係る経費、通常の団体運営に係る経費、団体・個人の財産形成になる経費は補助対象経費となりません。

※ 申請する事業以外にも使いまわしのできる備品等は補助対象経費となりません。

6. 補助金申請の流れ

補助金事前相談 (5ページ)



- ・ 事業内容や申請書の書き方などに関する相談を受付けます。(要予約)

交付申請書 (5ページ)



- ・ 提出期日【提案補助金】
平成31年2月28日(木) 17時15分まで
【応援補助金】
平成32年2月28日(金) 17時15分まで

審査 (6ページ)



- ・ 公開審査(プレゼンテーション)【提案補助金】
平成31年3月16日(土)
- ・ 書類審査【応援補助金】
随時実施

補助金交付決定 (7ページ)



- ・ 交付決定前の事業は補助の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・ 交付決定通知 【提案補助金】3月下旬送付(予定)
【応援補助金】随時送付

事業の実施 (7ページ)



- ・ 交付決定がされた申請内容に従い実施してください。
- ・ 交付決定がされた申請内容に変更が生じたときは、変更申請が必要です。
- ・ 概算払を請求することができます。(7ページ)

実績報告書 (8ページ)



- ・ 事業終了後30日以内、又は平成32年4月10日(金)のいずれか早い日まで

補助金額の確定 (8ページ)



- ・ 補助金確定後、指定の口座に振込みます。(振込みまで1ヶ月ほどかかります。)

事業報告会 (8ページ)

- ・ 平成32年2月(予定)